

# 平成26年第18回弘前市教育委員会会議録

日時 平成26年12月1日（月）

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

## ◇議事日程

- 1 開会宣告
- 2 定足数確認
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告  
報告第15号 臨時代理の報告について  
(弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)
- 報告第16号 臨時代理の報告について  
(弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する例案の市長への送付について)
- 6 議案の審議  
議案第44号 弘前市立郷土文学館運営委員会委員の委嘱について
- 7 閉会宣告

## ◇付議事件

議事日程に同じ

## ◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、  
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

## ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 柴田 幸博、教育政策課長 櫻庭 淳、理事兼弘前図書館長兼郷土文学館長 宮川 慎一郎、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 鳴海 誠、学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、文化財課長 三上 敏彦、博物館長 長谷川 成一

## ◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務係主事 千葉 秀克

午後1時 開会

○委員長（九戸眞樹委員） これより、平成26年第18回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に4番土居真理委員と5番一戸由佳委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、報告が2件、議案が1件となっております。

・報告第15号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第15号臨時代理の報告について（弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 報告第15号臨時代理の報告について説明いたします。

本報告は、一般職の職員の給与改定に準じ、教育委員会の教育長の期末手当の支給割合を改定するため、弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

本条例案につきましては、11月28日招集されました平成26年第4回弘前市議会定例会に議案を提案するため、去る11月21日に開催されました当該定例会に係る議会運営委員会の開催前に条例案を市長に送付する必要があったことから、教育長が臨時代理したものであります。

今回の給与改定の内容は、教育長の期末手当の支給割合を、市の特別職の支給割合に準じて年間で0.1月分引き上げしようとするものであり、本年については、6月分を改定前の支給割合で支給済みであることから、12月支給分を0.1月分引き上げし、来年度からは、6月支給分、12月支給分をそれぞれ0.05月分引き上げするものであります。

議案の内容について、御説明いたします。一部改正条例の第1条は、本年12月に支給する期末手当について、支給割合を現行の「100分の150」から「100分の160」としようとするものであります。

一部改正条例の第2条は、来年度以降の期末手当の支給割合について、6月の支給分を現行の「100分の135」から「100分の140」に、12月の支給分を現行の「100分の160」から「100分の155」とするものであります。

本条例の施行日は、第1条の改正内容については公布の日から、第2条の改正内容については平成27年4月1日からとなっております。

以上の改正によりまして、教育長に支給される期末手当は、年間の支給割合で現行

の「100分の285」から「100分の295」で100分の10の増、金額では8万3880円の増となります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただ今の説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 表記について、難しく見える分数は変えることができませんか。また、改正する根拠をお知らせください。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 表記の仕方については、県だけではなく国もすべてこのような100分率での表記となっております。

また、改定の根拠については、国家公務員の給与に係る人事院勧告に準拠することを基本とするとともに、地域における民間事業の従事者の給与等の状況を反映した県人事委員会勧告を勘案し、決定したものであります。つまりは、制度は国に、水準は県にならうこととしているということでありませう。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第15号を承認することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第15号は承認されました。

・報告第16号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第16号臨時代理の報告について（弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 報告第16号臨時代理の報告について説明いたします。

本報告は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するため、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

本条例案につきましても、報告第15号と同様11月28日招集されました平成26年第4回弘前市議会定例会に議案を提案するため、去る11月21日に開催されました当該定例会に係る議会運営委員会の開催前に条例案を市長に送付する必要があったことから、教育長が臨時代理したものであります。

本条例の適用を受けるのは、元々は小・中学校の県費負担教職員で割愛により県を退職し、本市が採用した職員で、現在は、学校教育推進監兼指導主事、学務健康課の管理主事兼指導主事、学校指導課及び教育センターの指導主事の指導主事15人と、直接市で採用している和徳幼稚園ことばの教室の教諭1人、合わせて16人がこれに該当します。

今回の改正内容についてご説明いたします。今回、青森県人事委員会が、本年4月

の月例給における職員給与が民間給与を下回っていること、また、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いた給料表の引き上げが妥当であると勧告いたしました。指導主事の給与の支給根拠である教育関係職員の給与条例の作りですが、給料表は県に準じて定められおり、また、職務の級の分類基準も県費負担教職員の例によると規定されております。さらに、昇格、昇給、各種手当に至るまで、基本的には県費負担教職員の例によると規定されており、県の水準で支給されております。

お手元に配付しております資料の新旧対照表は、この人事委員会の勧告に準じ改正した新旧比較の給料表となっております。

附則において本条例の施行日は、公布の日からとなりますが、平成26年4月1日に遡及して適用することになります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 私が指導主事としていた時、県職員でいた時の給料が市職員になった事で下がった時がありました。その時、みなさんがこれはおかしいのではないかという話をし、県職員でいた時の水準に戻りました。その時から水準は同じようにやられていますか。

○教育政策課長（櫻庭 淳） はい。水準を下げないようということをやっております。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第16号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第16号は承認されました。

・議案第44号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第44号弘前市立郷土文学館運営委員会委員の委嘱について事務局から説明をお願いします。

○郷土文学館長（宮川慎一郎） 議案第44号弘前市立郷土文学館運営委員会委員の委嘱について説明いたします。

提案理由であります。弘前市立郷土文学館運営委員会委員の任期満了に伴い、弘前市立郷土文学館条例第11号の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものであります。当該運営委員の定数及び任期であります。運営委員は10人以内とし文学に関する学識経験のある者及び公募による市民のうちから教育委員会が委嘱するものであります。今回公募委員については、2名の方から応募があり、そのうち1名を選考しております。任期についてであります。前任の委員は、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの任期でありました。今回の委員の人選並びに議案の調整に時間を要し約1か月の空白期間がありますが、運営委員会の審議に支障がないと判断いたしましたので、今回の教育委員会会議に提案いたしました。

今回委嘱する委員について説明いたします。齋藤三千政さん、山本和之さんの2人の委員は留任であります。次に新任として船越素子さん、鈴木真枝さん、そして、公募委員の松田左衛子さんであります。船越素子さんは中央高校の非常勤職員で詩人であります。同人誌「北奥気圏」を主宰されており、弘前ペンクラブ常任理事であります。鈴木真枝さんは、陸奥新報の論説解説委員編集局文化部長であります。参考資料に記載されております前任委員の小田桐好信さんは陸奥新報の文化部長であり、委員の継続を打診したところ、鈴木真枝さんを推薦頂きました。

運営委員会委員の職務につきましては、郷土文学館の資料の収集、展示の企画及び運営について審議していただくこととあります。12月17日に組織会を開き審議をしてみたいと考えております。以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 2番（前田幸子委員） 委員の定数が10名以内であれば公募の方2名を入れてもいいと思いますがいかがでしょうか。
- 郷土文学館長（宮川慎一郎） 前任の委員が5名であった事、そして、報酬として5名分の予算しか確保していなかったことから増員しないことといたしました。
- 2番（前田幸子委員） 松田左衛子さんはどういう理由で選んだのですか。
- 郷土文学館長（宮川慎一郎） 公募にあたって何をしたいのか作文を書いていただき、選考委員会において点数を付けました。その中で松田左衛子さんがもう一人の方より高い点数だったということとあります。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第44号を可決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第44号は原案どおり可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして平成26年第18回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時23分閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 土 居 眞 理

署名者 一 戸 由 佳